マイナンバーカード

作って便利に！！
使って三原の経済活性に！！

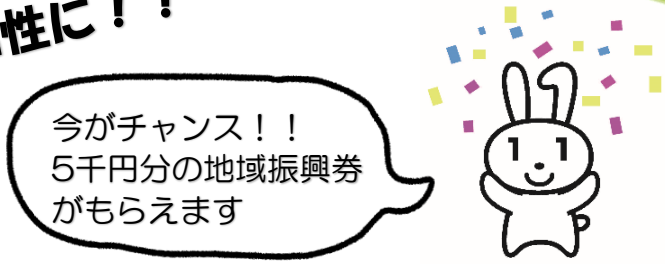

新型コロナウイルス感染症拡大により社会が変容する中、令和3年9月1日内閣にデジタル庁が設立され、マイナンバーカードを基盤とするデジタル社会の構築が進んでいます。

村ではマイナンバーカードの普及促進を図るため、12月28日までに**マイナンバーカードの申請が確認できた方**及び**すでにマイナンバーカードをお持ちの方**に対して、**村内で使える5千円分の地域振興券**を配布します。

この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得しませんか？

交付対象者及び交付の方法

（1）令和3年１０月１５日現在、有効なマイナンバーカードをお持ちの方又はマイナンバーカードの申請確認ができた方

⇒**１０月下旬以降順次郵送します**

（2）令和3年10月16日から１２月２８日までにマイナンバーカードの申請が確認できた方及び有効なマイナンバーカードを所持し三原村に転入をしてきた方

⇒**役場窓口で直接お渡しします**
利用期限までにお早めにお越しください

地域振興券

金額	１人につき１セット　5,000円（500円×10枚）
利用期限	令和3年11月1日　～　令和4年1月31日
その他	村民全員が対象の「三原村地域振興券」と同様の地域振興券となりますので、詳しい内容は地域振興課にお問い合わせください。

マイナンバーカードの出張申請をおこないます！！

〇場所：各地区集会所

～ 日程表 ～

	9:30 ～ 11:30	13:30 ～ 14:30	15:30 ～ 16:30
10/11（月）	皆尾	亀ノ川	下切
10/12（火）	上下長谷	柚ノ木	
10/13（水）	来栖野	宮ノ川（15:30迄）	星ヶ丘（15:40～）
10/14（木）	上長谷	成山	狼内
10/15（金）	下長谷	芳井	広野

〇お持ちいただくもの

①身分証明証

・1点でよいもの →　運転免許証・パスポート・障害者手帳など

・2点必要なもの →　健康保険証・介護保険被保険者証・年金手帳など

②個人番号カード交付申請書

③通知カード

} 無ければ不要です

～ 申請手順 ～

①日程を確認し集会所に行く → ②顔写真を撮影する → ③申請書に記入する →

地域振興券
マイナンバーカード
が郵送で届く
（送付日は別々です）

役場でも マイナンバーカードの申請をサポートしています！！

〇 期間　　令和3年10月1日～令和4年1月31日

（地域振興券の交付対象期間は12月28日までですのでご注意下さい）

〇 受付　　三原村役場　窓口　※原則予約制です

月・水・金	8：30　～　17：15
火・木	8：30　～　20：00
第2・第4土曜日	10：00　～　16：00 （ただし12：00～13：00は除く）
	10月/9日・23日　11月/13日・27日 12月/11日・25日　1月/8日・22日

マイナンバーカードの業務時間延長しています

〇 予約方法

三原村ホームページ内のオンライン予約（https://airrsv.net/yoyaku-mihara/calendar）
または電話予約（☎46-2111）をお願いします